

令和6年度第4回大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会

日 時 令和6年11月20日（水）午後3時00分～午後5時25分

場 所 大阪市役所本庁舎P1階 会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局及び市側出席者 : 別紙のとおり

傍聴者 : 0名

○司会（大塚課長代理）

ただいまから、令和6年度第4回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催します。

本日はお忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年子育て支援部こども家庭課長代理の大塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の皆様方をご紹介します。お手元の資料2の名簿をご参照ください。名簿順にお名前をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

まず部会長の前橋信和委員でございます。

○前橋委員

お願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして伊藤嘉余子委員ですが連絡をいただいております、まもなく来られる予定です。

引き続きまして、福田公紀委員でございますが、本日所用によりご欠席でございます。

続きまして、西村英一郎委員でございます。

○西村委員

西村です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、岡本佳久委員でございます。

○岡本委員

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、黒井智美委員でございます。

○黒井委員

よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、梅原啓次委員でございます。

○梅原委員

梅原です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

続きまして、土海佐和委員でございます。

○土海委員

土海です。よろしくお願いいたします。

○司会（大塚課長代理）

引き続きまして、二井夢香委員でございますが、所用よりご欠席でございます。

過半数の委員がご出席をいただいておりますので、本部会が成立することおよび決定しました議事につきましても有効であることをご報告いたします。

続きまして、本市の出席者でございますが、本市関係者名簿と配席図をご参照いただきま
すようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、「令和6年度 第4回 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」と書かれた1
枚物の資料（式次第）がございます。

次第に資料一覧を記載しておりますが、時間の関係上、読みあげての確認は省略させてい
ただきますので、資料が不足する場合は、挙手いただきますようお願いいたします。

次に、当部会の公開についてご説明します。

資料1をご覧ください。

本部会は運営規程5．会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、委員各位からの発言内容等につ
きまして、「会議録」としてホームページ上に掲載させていただきます。委員の皆様方にはご
理解をたまわりますよう、よろしくお願いいたします。また、本日傍聴者はおりません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

最初に「入所児童に対するアンケートの回答結果について」、次に「次期社会的養育推進計
画（素案）」の順で事務局からご説明させていただき、議事ごとにそれぞれ委員の皆様方か

ら質疑をお願いいたします。

本日の終了時刻は17：00頃を予定しております。

それでは前橋部会長よろしくお願いいたします。

○部会長（前橋委員）

前橋ですどうぞよろしくお願いいたします。本日で第4回ということになりまして、アンケートの集計あるいは素案ということで、計画の全体像が大体出てきたという段階になって。これからもちろん細かなところの調整や修正等も入ってくると思いますけれども引き続き、委員の皆様方にはどうぞご意見を活発に出していただいて議論を進めていきたいというように考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。

議題の1、入所児童に対するアンケートの回収結果についてということで事務局からの説明をお願いいたします。

【議事1】

○事務局（坂下係長）

失礼いたします。こども家庭課の坂下です。よろしくお願いいたします。

～資料3に沿って説明～

私からの説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございます。

ただいま説明がありましたアンケートの集計について何かご質問とか、ご意見等はいかがでしょうか？

○伊藤委員

いいですか。

○部会長（前橋委員）

はいどうぞ。

○伊藤委員

はい、伊藤です。すみません今日遅れてきて。

質問項目によって施設種別ごとのクロスをかけてるものとかけていないものがあるんですけども、これ全部かけなかったのは何か理由があったりしますか。かけてみたけどあんまり違いがなかったとか、例えば最後の進路、退所後の不安のところは高校生以上だから、

例えば児童自立の子はあんまりいてないから外しましたよとか、何か理由があるのかなと思いつつ。ただ相談方法の認知度とかは、なんかちょっと種別ごとに見たいかなとか。8ページの方でちょっとあったんですけど、そのあたり何か意図とかがあればちょっと教えてください。

○事務局（大塚課長代理）

集計結果なんですけども、傾向として施設種別ごとに違いが出ているというものではありませんでしたが、違いが出ているところはピックアップしています。

○伊藤委員

じゃあ、もう全部かけてみてっていうことですね。

○事務局（大塚課長代理）

そうですね。いったんかけてみてっていうのはやっています。

○伊藤委員

ありがとうございます。私、大阪市以外で4つの自治体でこれやってて、ここ以外のところはインタビューとかアンケートに自分が行かせてもらったりしてやったので。そのときに養護施設と児童自立と児童心理と全然違うなっていう。例えば権利ノートに対する意見とかも、児童自立の子達に権利ノートのことを聞いたら、「そんなもん全部自分らに当てはまらへんからいらんねん」みたいなね。何かこういう権利があります、こういう権利がありますって言っても、制限がいろいろあるので、これ全部自分に当てはまりませんか。自分事になりませんっていうことを、児童自立とか児童心理の子が言うしとか。あと意見箱とかについても、使いやすさとかいうところが種別によってずいぶん違うなっていうのが他の自治体だと結構出てきてて、権利ノート一律でいいのかとか、ケースワーカーが各施設に会いに行くときに、そういう話を入所後も落とし込むような話をしなくて権利ノートのことを話した方がいいんじゃないか、みたいな意見とか議論が結構他のところでは複数の自治体が活発になっているので、大阪市はどうだったのかなと思って聞いてみました。

○部会長（前橋委員）

これ解釈というか、それは全然まだないんだけど。見て「えーっ」と思ったようなのはいくつかありました。私なんかだったら生活の満足度で児童自立支援施設が結構高いなと。もっと不満が出てくるのかなと思ってたら意外と高かったなと。そういうのも含めてそれぞれの先生方、何かお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

○西村委員

西村です。4ページのところで、自分の意見を言っても言い返される、こどもによって指

導方法が違いすぎる、職員によってルールが違うっていう、定番でよく聞く話なんですけど。主な意見でこれはどれぐらい 1 人だけが言っているのか、そこそこの人らが言ってるのかっていう話、割合的にどんな感じかなというのと、こんな意見が出て、当然のように出てるんですけど、何か対策的なものはどう考えられるのかなというのが聞きたいです。以上です。

○事務局（大塚課長代理）

自分の意見を言っても言い返されるとか、話をわかってくれないっていう意見の子が 5 件ございました。うるさい、不満、うざいという意見は 3 件ございました。概ね同じような意見は集計しており、こちらには主なものを記載しています。こどもによって指導方法が違いすぎるとか、区別があるといった意見が 4 件ありました。あと多いところでは、ルールが多すぎる・ルールが厳しいというのが 14 件。スマホ関係が結構多く、スマホ携帯が持てない 8 件、スマホのルールが厳しいといったものが 5 件。門限関係では、門限が早すぎる厳しいというのが 18 件ございました。主なものは以上になります。

○西村委員

ありがとうございます。対策的なところは。何か今の段階で何かあるんですか。

○事務局（久山課長）

このアンケートの結果については児福連の施設長の皆様と里親会の方に結果をご紹介します。見て誰がどれを書いているというのは、わかりませんが、先日結果の共有ということはさせていただいてる状況です。

○西村委員

これ共有っていうか、多分施設の先生の方はしょっちゅう言われてると思うので、共有はもう既にそうだねっていうぐらいになる気がするんですけど、その先の処方箋か何か考えないと、そうだよねっていうので終わってしまいそうな気がするのですが。別に今出せ言ってる意味じゃ無く、あったら教えてっていうだけなので、方法を考える必要があるかなっていうところぐらいまで言ってもらったら、今の段階ではいいかなと思ってるんですけど。

○岡本委員

すみません。施設代表でございますので、ちょっとお話をさせていただくと、大体こういう形で西村委員のおっしゃったように、定番の昔からこの職員の意見が違うとか、とりあえず形は出してはおるんですけど、やっぱりそのときそのときによって職員さんの考え方も違う場合も時々あります。で、今やっぱり一番のところ、もうスマホの対応っていうのは施設によってかなり違うのは私も把握しております。例えば、一番下に書いてある Wi-Fi が無い

ってというのは、コロナのときにリモートで授業があったときは結構各施設さん Wi-Fi を使ってやってるところもあるっていうか、だいぶ整ったと思うんですけど、まだ無いところも現実。分園さんなんかの場合は無いところもあるのかなとも思いながらやってます。

今日持ち帰らせていただいて、これについては先ほど久山課長おっしゃったように、1 回また再度、連盟の中でも話し合いしながらやらなあかん話かなと思ってます。ただ、先ほども言いましたようにスマホの対処対応に関しては非常に皆さん各施設やっぱり異なっているところはあります。施設によったら 24 時間子どもさんに持たしてるところもありますし、施設によったら夜回収して、朝また配ってるようなところもあるとお聞きしてますんで。これは多分、昼夜逆転現象になっちゃう場合もあったりしたら不登校にも繋がるんじゃないか。ある意味では、心配の世界でなっちはおると思うんですけども、一回その辺のところは、この結果をもう 1 回検討させていただいて、また再度持ち帰ってさしてもらわなあかん話かなと。特に携帯に関しては、どこの子らもどこの全国どこの施設でもいろいろ。ピンからきりって言うと怒られますけど、かなり差があるのは事実やと思います。

以上でございます。

○西村委員

西村です。10 ページのところで、こどもの権利について知っているっていう人が、意外じゃないんですけど、ちょっと少ないかなと。施設出たらそんな権利が私らにほんまにあったんや、みたいな感じのことを言う子達が多いので。だから施設のルールの話のところは、多分こどもの権利のことをどの程度わかってるかという話と、多分リンクした話として、多分考えていかないとあかんかなというのがこの意見なんですけど。これ両者はちょっと関連付けて何か政策的には考えてほしいなと思ってます。

以上です。

○伊藤委員

いいですかね。すみません。施設別の生活満足度 2 ページのところとか他にも、やっぱり私、どうしても施設の種別ごとのその違いをどう考察するのかとか、どう解釈してこの計画の中に活かしていくのが大事だなっていうふうに思ってどうしても見てしまうんですけども。例えば生活満足度で先ほどもちょっと出ましたけど、児童自立の満足度が高い。

「とても楽しい・楽しい」が多いっていうことなんですけれども。例えばこうね、児童自立と養護施設と比べたときに児童自立の方が「楽しい」が多いよねってなったときに、そこで行われている生活とか支援の内容を考えたときに、その児童自立って中三をめどに対象考えていると、いろんな傷つき体験とか、課題とかいろんな生活指導を要する人っていうふう

に法律にも書いてますので、短い入所期間の中でちょっとでもスモールステップでみんな
でやった達成感、みんなでやった達成感みたいな感じでイベントが多い。ジョギング大会が
あって頑張りました、学芸会の準備してやりましたっていう、本当に短い期間で達成感とか
成功体験をいっぱい体験できるようなイベント盛りだくさんみたいな生活になっているの
で、これまでの家庭での生活と比べたらギャップも大きくて、それは「楽しい」が増えるか
もしれないねっていうところと、一方で養護施設は、なるべく穏やかな波風のない生活を、
普通の生活を送ることに重きを置くので、それは「普通」が増えるみたいなのは、この
施設種別で比較したときはそれが言える。ただその一方で、里親、ファミリーホームと養護
施設と比べたら、里親の方が圧倒的に「楽しい」が多いっていうことを養護施設はどう受け
止めなアカンのかみたいなのところとか、そこで行われている生活とかそこでやろうとして
いることと、こどもたちの反応がどういうふうに形になってるのかとか。思ったよりこれが
ちょっと違うなっていうようなことを、やっぱり中身、何が楽しいのとか何をもって普通っ
て思っているのか、普通って結構いろんな多岐的な言葉だと思うので、そういう考察が必要
じゃないかなっていうのが一つ気になってるっていうのと。もう一つ種別で見たいなっ
ていうのが、5 ページの悩みや困っていることの割合と、今回、児童自立が高校生年齢、高2、
高3 がいないので、高2、高3 の子の退所後の不安を聞いているところの、何か中身ってい
うかですね、例えば、児童自立の子の退所前の不安はあるわけですよ。中3 の時点で何が不
安やねんっていうところを聞いてあげないと、ここで省かれちゃったのでっていうのがあ
って、ただその悩みは、困っていることで25.7%が将来の事って書いてるんですよ。この
中の児童自立の子は何を不安がってるんだろうっていうね。中3 で退所していくときに、家
に帰れるのか帰れないのかとか、地域帰ったときにどうやって説明したらいいのと、「お前
何処いったん」って言われたときに、「どこどこ学園にいました」って言えないとか、地
域の人からの差別がしんどいとか、偏見の目がしんどいとか。なんか、やっぱり種別ごと
に何を不安に思ってた、何を悩んで、そこに私達はどんな手当ができるのかっていうことを、
もうちょっと丁寧に、せめて種別ごとに見てあげないと、これをどうやって計画に反映させ
るのかは、なんかこのままだとね、このまま何%でした何人でしたではなくて、もうちょっ
と今行われている支援内容と関連付けながら、解釈したり考察したりする必要があるな
ということちょっと思ったりしました。はい、以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

確かにその辺の考察、解釈、それが次のステップにどう繋がっていくのかというようなことが大事ということですよね。確かこのアンケートは、定期的にこれからするとか。違いましたっけ。

○事務局（大塚課長代理）

今回は小学校 5 年生以上のこどもを対象にアンケート調査をさせていただきましたけども、計画策定後は施設とか里親さんにご相談しながら対象を絞っていくとか、頻度もどれくらいでやっていくのかということを検討していきたいと思います。

○部会長（前橋委員）

ぜひその辺については定期的なアンケートというような形で、それを日常の措置あるいは支援に活かしていただくというようなことで繋げていただければなというふうに思います。

○西村委員

すいません西村です。ちょっと一点です。

ルール関係の話で、学校の校則の問題の話のところでルールメイキングっていう取り組みをやっている団体があって、それを各学校に下ろしてて、何校か取り組んでるところはあるんです。それは、こどもらにこのルールについての話、自分たちのこのルールおかしいんじゃないかとか、ブラック校則とか山ほどあるので、そんな話とかをこどもらの意見を聞いて自分たちで出させて、それを先生たちと一緒に考えるとおかしいかもしれへんけど、こどもが言っていることがそらそうやろなっていう話があるんだったら、学校側も取り入れてルールを変えていく。学校が勝手に決めてこどもが押しつけられてるという関係じゃない、こどもが自主的になんかそんな取り組みができへんかなっていうのをやってるやつがあるので、中々いつもうまくいってるわけではないみたいな感じの話は言われてるんですけど、こどもに聞かれる権利との関係では、一つのアプローチかなと思うのでちょっと何か調べてもらって参考にしてもらえたらなと思います。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。他いかがでしょう。

○梅原委員

いいですか。先ほど岡本委員の方から施設の代表でってことでしたので、里親会としてもちょっとお話しした方がいいなと思いますけど、里親の場合は各家庭のルールっていうの

がありますので、里親会でどうするかというのはほとんどできにくい状態です。ワーカーさんですね、センターの担当さんとその家庭とでいろいろこどもの意見を聞きながら話し合いながらいろんなことを決めていっておられると、こういう中でやっておられるということでもありますので、施設のように施設全体でこうしていくとかですね、そういうことは出来にくいかなというふうに思います。例えば里親会の場合はサロンとかですね、あるいは夏の研修とか、そこでいろんな情報を交換したりして、大体何時ぐらいの門限なんだねとか、スマホを使える年齢層がどれぐらいかっていう、そういう情報交換はしていますけれども、そこで一律にこうしましょうということがなかなかできないということです。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい。ありがとうございます。

確かにそうですよね里親家庭の方。ただおっしゃったように情報交換っていうのは大事だになっていう。

よろしいでしょうか。はい。

○土海委員

感想になってしまうかもしれないんですけど、今のアンケートっていうことで、この文面には多分子どもからしたら全然書ききれてないこととか、本当の声をかけてないところが多分いっぱいある中で、項目を選んだっていう形になるのかなって私個人的に思っていて。その中で職員さんとか福祉関係の方とか、里親さんにもアンケートをとってみてもいいのではないかな。こどもがこういうことに困ってるっていうことを知るっていう上の話と。あと改善していくためにも里親さんの生活のルールとか、それぞれの家でのルールがあると思うので、なぜそんなルールができたのかとか、こどもともっと共有できるためにも、職員さんとか里親さんにもホームのルールとか、時間の門限の話とかお小遣いとか。そういう話を深掘りして聞けていたらもっとこどもも納得できる部分ができて、お互いにいい生活ができるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

確かにこどもだけにというのではなくて関わる大人の側にも当然必要になってくるだろうとですね。

黒井先生はいかがですか。今気がついたんだけど、母子っていうのはね、なかったですね。

○黒井委員

そうですね。今回、母子のこどもたちは対象ではないというふうに伺っていたんです。生活で困っている事とかについてということで、アンケート結果で細かい内容を見させていただく中で、母子の施設でもお母さんと一緒に生活されている中ではありますけど、施設としてのルールっていうのはやっぱり多少ありますので、本当に言われてたように、こどもたちがどう思っているか、もちろんお母さんもですけども、どう思ってるかっていうことと、その事について意見を聞かせてもらうという機会っていうのは、意識してやっていく必要があるなというふうに、これ見させていただきながらも、アンケートを取っていませんけれども思っているところです。

○伊藤委員

母子のことでちょっといいですか。すみません。

母子生活支援施設は、入所の窓口っていうか入所が児童相談所からではないので、福祉事務所からで広域措置なので、こどもが権利ノートをどのタイミングでもらうのかっていうのが結構どこの自治体でもあって、もらえてないとか渡してないとかですね、そういうことではないのかなみたいなところで、今回、アンケートではなく大阪市はどうなってるんですかね。

○事務局（久山課長）

母子生活支援施設のお子さんに対しての権利ノートっていうのは配布できておりません。

○伊藤委員

なのでそのあたりもね、これからね、大阪市としてとか母子協の方でもね、どうしていくのかみたいにね、同じ社会的養護のこどもで同じように権利があるので、なんかね、母子のこどもたちにも届けたいなと思います。

はい、ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございました。

それと、例えば進路の問題でも、大学への進学率というのもこれも大きな問題で。ずっと引きずってて、こどもの貧困大綱とかその辺の中でも触れられてるんですけど、かなり差があって中々それが縮まっていけないということも結果としてもでてますので、この辺についても大事な点かなというようなことも感じました。

よろしいでしょうか。

○伊藤委員

単純なミスだと思うんですけど、10 ページのこどもの権利についての左のグラフが、平均

63.3%ってなってるんですけど、赤線の間所がどう考えても 63.3 じゃないので数字が違
うのかラインが違ふのかちょっとご確認をお願いします。

○部会長（前橋委員）

その辺はちょっと確認して修正をお願いします。

○伊藤委員

ちょっと意味と考察が変わってくると思うので。

○部会長（前橋委員）

またもしあれば、後の時間でも触れていただけるかなとは思いますが。アンケート
についてはこの辺でよろしいでしょうか。

それではアンケートについては以上ということにさせていただきます。

それでは次に議題の 2 になりますね。次期社会的養育推進計画（素案）について事務局か
らの説明をお願いします。

【議事 2】

○事務局（大塚課長代理）

それでは、次期社会的養育推進計画（素案）について、説明させていただきます。

～資料 4、5 に沿って説明～

私からの説明は以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、どうもありがとうございました。

それでは説明について、資料 4、5 の説明、それから資料 6 の素案、これらについての各
委員の先生方のご意見をよろしくをお願いします。

○伊藤委員

すいません伊藤です。ご説明ありがとうございました。

資料 5 の主な変更点には挙がってないんですけども、資料の 12 ページから第 3 章の
「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組」のところで、前回の会議でも要対協のことを
触れさせていただいたので、要対協を活用するという文言とかが 12 ページとか 15 ページ
とかに入れていただいたりしてありがたいなと思ったんですけども、ただね、先月も行
政が関わってたケースで死亡事例があったりしたので、やはりそういったことも踏まえて、

それも踏まえてもう少し踏み込んでこういうところを修正しましたっていうような何か補足があればちょっと教えていただきたいなというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

19 ページのところに、本市で発生した小学生女児死亡事例を受けてっていうところもあるんですけれども、ここを含めて、ここちょっと意識して加えたんですけどみたいなことを教えてください。

○事務局（久山課長）

はい。要対協の件につきましては、12 ページ 15 ページのところですね、そもそもの取り組みとしてずっとやってきてることを、どうしても新しい方ばかり書いておりましたので、そこをしっかりと書くっていうことをしております。

要対協に関しては、他にも、「支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取組」のところですね、0 日児問題についての対応として、というところから以前の案ではなっていたんですが、それ以前の取り組みとして、要対協において特定妊婦としての支援が必要な妊婦に対する取り組みっていうのをしておりますので、そのあたりをこの冒頭のところに書いております。

4 章の 22 ページのところで、以前の案では日齢 0 日児問題のところ、第 3 段落のところから始まっていたんですが、それ以前の要対協の取り組みについて追記しました。本市では妊娠届の受理時に妊婦へのアンケートと面談を通して、妊娠出産に関わる不安や心配事の把握とともに、特定妊婦をスクリーニングしていると、そしてリスクに応じ要対協を活用しながら切れ目のない支援を行ってきた。これまでのこともしっかりと書いておく必要があるということで、伊藤先生の発言もそうですし、ここの部分でもそれが必要ということで追記しております。

あと、先ほど言っていた 19 ページの、児童家庭支援センターの当初設置した目的のところをですね、児童相談所の補完的業務を行っていたと、その後本市では小学生女児死亡事例を受けて 24 時間通告を行うホットラインの設置があって、その後、虐待相談件数の増加に対応して、一時保護所の定員超過を解消することと、あと丁寧なケース検討や迅速な意思決定、効果的な事業運営を行うために、こども相談センターの複数設置の方針というのが、ここから始まってきたっていうところ、それによって児家センの役割が、補完的役割から変わってきたっていうところを書き込んでおります。

○伊藤委員

これまでこういうことをやってきました、要対協もありますってことなんですけど、さっ

きの報告書出るのはこの後なので、直近で起こった死亡事例なんかもっていう。それ踏まえて、もう少しこういうことをね、あれはこれから検証すると思うので、何が足りなかったのか、どうして発生したのかってことはこれから検証すると思うんですけど、なんかそれを踏まえた、人が足りなかったのか、それとも何かアセスメントをしたりする仕組みがおかしかったのか、この3章なのか、兎相のところなのかっていうのはあるかと思うんですけど、なんかそういった前向きな検討みたいなことは何かなされたんでしょうか。

○事務局（松村部長）

今ですね、残念なことに死亡事例が、10月でおそらく報道ベースで2件出ていまして、11月も1件出ていたというふうに思っています。こちらについては、現時点で言うとなかなか行政の方と接点がなかった例が2件と、接点あったのが1件ではございますけども。接点があったものについては何が足りなかったのかというところは、現時点ではあまり確定していないという形になってますので、先生がおっしゃっていただいたように今後の検証なんかも見ながら、どういうところを反省すべき点があるのかとかいうところも含めて、検討してから対応を考えていくという形になるんですけども、実際、検証部会自体でもですね、案件が今、結構新しい案件が出てきてまして、今年でいうと7月に親子でダムに心中された事例が出てますけども、そちらの検証を始めようと思ってますけど、そちら自体が一応先生方の日程調整をさせていただいて、2月からになる予定です。今年後半に起きた事例についての、検証の分析なり踏み込んだことにつきましては、この計画作るまでに出てくるのが難しいのかなという感じですが、当然検証結果上がってきまして、それにそった対応はきちんと進めていきたいというふうに思っております。

○伊藤委員

はいありがとうございます。今年度10月のだけではなくて、これまでもいっぱい検証報告書出てると思うんですよね。これまで繰り返し携われてきた検証報告書に、ずっと書かれてる内容とかもあると思うんです。そういうのをずっと同じことを書かれてて、また今度も同じこと書いてあんまり意味がないと思うので、これまで検証報告書でずっと繰り返し指摘されてきたことが改善されてないのはなぜなんだろうねみたいな、それぐらいのことはできるかなと。今の段階でもできるかなと思うのでちょっと発言をさせていただきました。ご検討いただけたら幸いです。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

○西村委員

西村です。さっきの続きですけど、解消されてないのは何でかなというのにとどまらず、解消されてないところは解消するぞっていうぐらいは言ってほしいなという意見です。あと資料5の方で、とりあえず思い付いたのが、1 ページ目のところの6章の指摘の真ん中のやつ。意見表明の、一時保護所で耳を傾ける姿勢を持つとともに、環境整備に努めることを追記。もしかしたら本文を読めば書いてあるかもしれないけど、こどもの意見の姿勢を持つって弱いなってちょっと思ったけど、耳を傾けてよっていうのと、傾けてそこの意見を、外務省の訳だったら相応に考慮、英語でやったら「デュー・ウェイト」って書いてあるから、あの適正に考慮というのか、そういう話をちゃんと考慮するっていうことをちょっと入れ込んでほしいな。環境整備に努めてもらって相応に考慮した後で、考慮できなかったときとかで、考慮したやつも含めてでいいと思うんですけど、フィードバックをちゃんとするっていう話がバックで意見表明のときにはついてきてほしいなということです。だから耳を傾けてよく聞く、きちんと考慮する、でフィードバックするっていうのはいつもつけてほしいなと思っています。それで今の意見です。

で、同じ箇所のところの次のところで、私物持ち込みの範囲を拡大ってなってるんですけど、これは質問で、私物持ち込みは現状どうなっていて、何を拡大するんやろうっていうのがちょっとわからなかったので教えてくださいというそこは質問です。

次のページのところの、2 ページ目のところの8章のところで、里親の関係のところで、必要な研修を積極的に受講しスキルアップに努めるとなってる努力規定みたいになってるんですけど、ここは最低限の義務的研修っていうのは位置づけてないのでしょうか、というここは質問です。できたら何か最低限のものは義務的に受けてほしいなという気がします。

次のページの2章のところで、こども本人への自らの権利や権利擁護の仕組みについて啓発をやるって言ってくれてるのはいい話なんですけど、おそらくその下のところの段の2章の11 ページのところで、こどもの権利ノートの説明を毎年1回以上実施するとかとも多分リンクしていると思うんですが、この権利の話でこどもの権利ノートで書いてあるやつは、幸せになる権利とかむちゃくちゃ抽象的なんですけど、もう一段下がって、具体的にどういう権利があるのっていうところ、こどもたちは何を要求していいんだっていうところの、権利のカタログみたいなやつをこどもたちに言わなかったら、幸せになれる権利ってまあそりゃあるんだろうなっていう話だけで、なんか全然地に足がついてないから、例えばそのスマホとか勝手に見ることがもしかしてあるんだったら、それはやめてよってこどもたちは言えるんだろうか？とか、それは権利なのか？とかいう話をこどもが一番言いそうなところ辺の話を具体的にちゃんと考えて説明できるようにならないと、結局こどもと大人の空

中戦やってて、こどもは理不尽だと感じ、大人の方はお前のことを心配してあなたのためだからと言って、もう一番嫌なセリフを言われてみんな怒ってる、みたいなことが繰り返されるんじゃないのかと。ということで、ここは権利カタログをちゃんと説明できるようにして欲しいですってことです。

こどもに権利ノートの説明を毎年1回以上実施するは、誰がっていうのはどっかで書いてあるかもしれませんが、これここには書いてないので、誰が説明するのかっていうのは決めておかないと誰かが説明するみたいになって、結局誰も何もやってないってことになりかねへんかなと思いました。

いっぱいすみませんが、その資料6のところの8ページで、アドボケイトを6年度の後半からやから、まだやり始めてのホヤホヤですけれども、そこでやるようにしてるんですわという話も、これはいい事かなと思っているんですけど、ここでの話のところを、年度ごとにするのか半期ごとにするのか四半期にするのかちょっと決めてもらったらいいんですけど、ある一定のところで整理をして、こんな声が上がってきたっていうのは整理をしてもらって、また政策に活かすというふうなシステムにしてほしいなと思っています。

以上です。いっぱい言いましたけど。

○部会長（前橋委員）

はい。たくさんあったから、なんぼあったかわからないですけど。

○事務局（貞木課長）

すみません一時保護所担当課長の貞木です。

一時保護所の部分について、一つまず権利擁護の関係については、今おっしゃっていたアドボケイトの受け入れをまもなく。まず南部こども相談センターの一時保護所から開始する予定になっておりまして、おっしゃっていただいた通りこどもの意見をまず知って、アドボケイトさんが聞いて、フィードバックを一時保護所側がやっぱりサポート対応していくということで、今準備を進めているところです。

私物の持ち込みについては、現行3センターとしたら、眼鏡コンタクトレンズ等というところで限定はしているんですけど、北部こども相談センターは個室化を進めておりますので、それをちょっと上回る形で今、シャンプー、リンス、ボディーソープ等を決定しています。さらにこの10月からなんですけれど、北部こども相談センターを皮切りに、部屋着、下着、スキンケア用品と、あとブランケット、靴下等ですね、私物の持ち込みの範囲を拡大して、今後、新中央以降ですね、個室化が進んだときにそれをベースで幅を広げて、開放型一時保護所で通学支援を始めるときはもっと幅を広げないと到底通学支援に至らないので、

その方法を頑張って検討しているところです。

○西村委員

個室化になっていなくても、個人用ロッカーとかいう技とかもあると思うんですけど、そんな事はやられてないんですか。

○事務局（貞木課長）

個人用のロッカーは各センターにあります。ただ、どこでその私物を使うかというところが、結構現場的には課題になっていて、集団で過ごすときに持ち物にやっぱり格差が出てしまうと、非常に児童支援がやっぱり難しいというところで、踏み切れないのが常態でして、北部こども相談センターの個室の中で使う、全く他児との格差みたいなことを心配せずにやれるので、一番のスタートが切りやすいということです。

○西村委員

ちょっと変な質問ですけど、靴下とかでこども間で格差が出てびっくりするような事態っていうのはありうるんですか。

○事務局（貞木課長）

現状そういった私物を着用するのは、個室の中とか目立たない場面とかで、すごくそれでトラブルが起こるということは、今のところ報告として上がっておりません。

○西村委員

個室出るんじゃないか。靴下とか着てるものとか、個室から出るときは着替えて何かやることを想定してはるんですか。

○事務局（貞木課長）

部屋着などで就寝前の自由時間とかは、そういった私物の部屋着を着用しているんですね。

○西村委員

はい。全然納得してないけど、いちおうそういうことなんですかというだけで。

○伊藤委員

すいません。一時保護に関して、やっぱり一時保護所ってだけじゃなくて、一時保護のあり方そのものをやっぱり見直しましょうということが、前の計画のときからずっと言われていて、ルール、私物の持ち込みも含めてそうですけど、今ね、集団で支援がし辛いっていうことがあったんですけど、何のためのルールなのかっていう、大人のためのルールなのか、大人が支援しやすいかしづらいかって、それはこどもの、例えばそれがこどもにとってものすごく不利益になるとか、こども間でものすごい暴力とか加害とか何かが、権利侵害が起こりやすいとかっていうようなことで説明できるものであれば多分いいと思うんですけど

ど、そうでなければルール自体を見直していくこともちょっと検討していく必要があるのかなというふうに思いました。確かに緊急の一時保護で、着の身着のままで来るこどもたちもいますので、保護所として、お洋服なり筆記用具なりを用意することは当然大事だと思うんですけれども、そうではない子であったりとか、あとからワーカーが持ってこれたりとかですね、いろいろあると思うので、何かその辺り、これからね、例えば通学保障していくのであれば、学用品とかも持ってくるとか持ち込むとかいろいろ出てくるかなと思ったりするので、ちょっと何か検討してもらえるといいなと思いました長期的に。

以上です。

○事務局（貞木課長）

はい。おっしゃっていただいた通り、問題意識は持っておりまして、ちょっと抜本的にルールの考え方とかも変えていかないということで、今一生懸命に検討しているところです。

ありがとうございます。

○西村委員

案外やってみたらそんなに大して問題じゃないみたいな感じになるんじゃないかなと個人的には思ったりするんですけど。

○部会長（前橋委員）

はい。ありがとうございます。

それ以外も何かいろいろとあったように思うんですけど。

○事務局（青木課長）

こどもの権利のところなんですけども。権利ノート、権利の周知方法で年1回っていうことなんですけども、これは元々意見聴取等措置、措置中のこどもの意見聴取等措置のときに、こども相談センターのケースワーカーが行うってことは元々もう決められているので、それは今後も行っていきます。権利カタログの部分はそういう話が出てるんで。

○事務局（中山係長）

失礼いたします。権利ノートに関しましては、こどもの権利条約に沿いまして、こどもの権利にどういうものがあるのか、先生がおっしゃっていただいたような、大まかな権利の部分っていうのは権利ノートに内容として載せてはおるんですが、その後、今後また追加する予定なんですけれども、それを実際の施設の生活に落とし込んで、具体的にこういうところがあなたに権利があるんだよっていうふうなものを、もう少し具体的に記載した冊子も、今後権利ノートのバインダーの中に差し挟む予定にしておりますので。それを使用してワーカーさんの方で個別具体的に、説明の仕方もあるとは思いますが、ハード面としては今

整備しているところでございます。

○西村委員

権利の関係は、もう叩かれへん、虐待とかされへんとか、そんなもん誰もが承認してて当たり前の権利で、こっちも別にあんまり気にせず、こどもたちにはそんな権利があるんだよって、叩かれる理由なんか全く無いからって、そりゃあかんと書いたらいいというような類型の権利と、さっき僕がこれはどう考えるのって言った、例えばスマホとか勝手に見られない権利、これ一応権利はあると思うんです。通信の秘密で憲法条の権利かなと僕は思っているんで、権利もあるんだけどそうは言ってもこどもの最近の様子がおかしいぞとか、なんか変な連絡してるんちゃうかって思ったら、もうすごい大人は誘惑にかられるんじゃない。見たい、そこで何かやってるんとちゃうかなとか、それはどこまでが制限するとか、どこまでは踏み込んでいいとか、いきなり見るなよとちゃんと説明をこどもにした上で、やっぱりこどもの口からそれは聞くような誘導しつつ、やっぱり任意で、それは大丈夫だねっていう話で見せてもらえると、なんかそんな手順があるんじゃないのかとか、割と微妙なやつもあるんで、だからその辺のやつを形式的にこんだけやりますって言って、カタログは頑張っただけでは多分施設がもたないので、そうじゃなくて典型的に行けるやつと、そうじゃなくて微妙な話の権利性の位置づけをどうすんねんっていう整理をやった上で示してもらえると、多分それは施設の実際の運営の場面だったとしても、職員さんがどうアプローチするねんっていうところにも繋がっていくから、そこぐらいまでのところをちょっとやってほしいなというそういう意見です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

今後に向けての課題がかなりたくさん出てきているという感じですけども。

○事務局（久山課長）

あとは意見表明等支援事業で出てきたことを政策に生かしてほしい。そうですねまだこれから始まる事業になるので、そこで出てきたことを共有しながらどうしていくかっていうことは、もちろんしないといけないことだと思いますけれども、あと児童福祉審議会の一部門としてこどもの権利擁護部会を作ってますので、そこにもフィードバックしながら検討を進めることになるかなというふうに思います。ただ、この社会的養育の専門部会にも、1年に1回はこの進捗状況とかご説明する機会もありますので、そこでまた、先ほど紹介しましたアンケートでは今回新しい事業だから意見表明等支援事業の項目はございませんでしたが、これに対する反応とかっていうのも見ていかないといけないと思っていますので、

そこは今後ということで、ここには盛り込めておりません。

○西村委員

ここに書いてもらいたいのは、定期的にちゃんと取りまとめてフィードバックしますよっていう。施設お願いしますよという抽象的な言葉ぐらいを入れておいてもらえたらなという趣旨です。

○事務局（久山課長）

わかりました。検討します。ありがとうございます。

○西村委員

あと里親の研修のところは、最低限の義務的研修があるのか。

○事務局（岸本課長）

里親支援にあたる人の何か法的な研修はなくてですね、現状どうしてるかというところ、こども家庭庁から委託とか補助金で、大学とか団体のやってるものを情報入手しては受けてるっていうのが実情なんです。別に児童福祉司の任用前講習とか任用後研修みたいな法定のものがないので、アウトプットとして、何か成果として何回とか、書きづらいので、そこで基本的な考え方でお示ししています。今後大阪市としては、来年度から里親支援センターを開設しますので、人材育成についても十分な時間と経費がかけられるようになってきますので、いろいろ海外でも実施されているようなフォスタリングに関するプログラムなんかも受講するように働きかけていく方向ではありますけれども、ちょっとこれを絶対受けないといけないとかいうのは制度上ないので、あくまで努めるっていうところで表現させていただきます。

○部会長（前橋委員）

はい。いかがでしょうか。

○岡本委員

いいですか。はい、すいません。

第9章のところですか。資料5の3ページのところなんですけど。今現状、児童養護施設本館に職員さんのやっぱり人材不足で、5名募集するところ3名しか来ないというような現状でして。こないだ大阪市がある事業の計画でアンケートを取っていただいて、児童養護施設ここ3年間で、やっぱり100人以上退職してます。こないだたまたま5年4年3年とコロナの関係もあるんでしょうけど、100人ぐらい退職してて、これ我々非常に重く捉えております。私どもはちょっと小さい施設ですので、年間1人2人というイメージだったんですけど、12施設しかなくて、ほんで100名超えてるっていうのは結構数字として大きいなと。

乳児院が一昨年でしたっけ、令和4年のとき67人退職が出たというようなデータも。これについてはちょっと大阪市とは今後協議しながら、もちろん我々にもその問題があるんじゃないかというところと、それからここに書いてますように、とりあえず事業を始めると5人のうち3人来たら全員やっぱもうスルーになっちゃうのも事実で、そうしないと事業ができないので、要するに入社してから教育しようというところはあるんですが、その教育する前にもうお辞めになっちゃうところもあったり。ですからハードな支援をしていけばいくほど、なかなか職員がついてこれないっていうのも現実にあるんで。今後この辺は大阪市さんとも相談しながら、もちろん採用の問題もありますし、離職もどれだけ減らしていくかっていうことは、ちょっと我々も考えていかなあかん話かなと思うんで、これは今後、大阪市さんと一緒になって話しさせていただかないとあかんかなと思っております。以上です。

○部会長（前橋委員）

ここにはなかなか盛り込めないけれども、現場としては非常に問題意識を持っているので、また別立てでそれは考えていく。

○岡本委員

現状を知っていただくっていうところでございます。

○梅原委員

すいません。今の話を聞いて、ちょっと言えなくなってしまったなというのはあるんですけど。参考資料1の8のところに施設の小規模化、地域分散化、高機能化ということがあるんですけど、私、大阪市のところずっと資料をいただいてからずっと見てきたわけですけど。

○部会長（前橋委員）

すみません何ページでしょうか。

○梅原委員

参考資料1の9ページの9のところですね。施設の小規模かつ地域分散化高機能化およびというところでございますね。なぜこの話を質問したいかっていうますと。里親家庭とかファミリーホーム家庭でも今、本当に高齢化の難しいこどもたちがたくさん委託されているというところで、里親さんなりファミリーホームさんで不調事例が起こったり、あるいは疲弊しているという部分が見えてきている。その中で、やはりあの高機能化を国が打ち出しているということは、専門性の高い職員さんのもとでその子たちをやっぱ預かる。そして家庭では、できるだけ養育しやすいこどもたちを、家庭で預かるっていうのが基本になるんじゃないかなという、そういうところで不調事例とかが少なくなっていくんだろうなと。その

中で高齢のファミリーホームさんなんかは、もう預かるのは難しいと、だんだん難しい子が増えてきているので、もうこの際やめさせてもらいますという方も中にも増えてきているというのが現状なので。そうなるこの高機能化ってなんやろなと、それが大阪市の基本的な考え方全体像の中にあまり具体的についていうか、あまり触れられていないっていうか、高機能化ですみたいところで、具体的にその辺のところをどうしていくのか。今、施設の岡本先生の話聞きましたから、この話ちょっともうやめようかな、職員さんいてないのにこれ難しいなと思って、辞めようかなと思うんですけど、でも委託率を上げていくとかですね、やっぱり今後、社会的養護の子のどう委託していくのか、こどもの権利、もちろんこどもの権利なんですけど、里親さん方あるいは職員さんの見ていけるっていうところもやっぱり担保しないと、やっぱりこどもの権利が損なわれていく状況になっていくということになりかねない。そうすると、何のための推進計画なんかないいうふうなことを思いますので、そこをどうここに組み込んでいくのかなというのは、ちょっと私には見えてこないですけども、そこをやっていないと、今後里親さんが増えていくとかですね、委託率が上がっていくということにはなかなか難しい状況になってくるんじゃないかなということをおもうので、ちょっとご検討いただけたらと思います。

○部会長（前橋委員）

あちらを立てればこちらが立たずという、そういう中で計画を推進していくということと、それをどうここへ落とし込むかというところで、非常に難しいなと思うんですけども、の辺何か考えというのはありますでしょうか。

○事務局（久山課長）

そうですね、岡本会長もおっしゃっていただいたように、施設小規模化・地域分散化していく中で、施設の職員を増やさないといけないということになりますが、人材確保がかなり難しいっていう状況があって、施設の定員をしっかりと確保するっていう問題をまずクリアしてからというところが実際はありまして、高機能化っていうところになかなか、行きつけないという現状があります。その施設の定員を何とか維持しながら、行き場がない子が生まれないようにすることをまず優先っていう形にはなってしまうというのが現実にあります。施設はすごく難しいお子さんに対応してくれていますので、そこは、そういう意味では専門性っていうのを担保するっていうのを今取組んでるっていうところになります。

○梅原委員

施設の方も、定員があると思うので。やっぱり定員を下回るということになりますといういろんな問題が出てくるということなんですけど。本当に施設の職員さんは専門性が高いと思

うんです。保育士さんとかも多いですし、やっぱりそういうところにシフトして、そして里親さんそこには、本当に日常ですね、養育のしやすい子を先に出して、そして施設の方はもう、がっちり高機能化でしっかりやるんだというぐらいのところというのも、ちょっと極端で。

○岡本委員

梅原委員から何かその通りの話をされて、正直言って、全然、高機能・多機能をやってないわけではないんです。それこそ長いことやってるベテランの職員がそれだけ仕事増えるのも事実で、手抜いてるとかそういうのは一切ないですし、ただ、いろんな中で今後運営していく上においてはなかなか厳しい現状で、大阪市は特に 100 人の定員の施設も数年前までですけども、100 人超えてる施設が五つぐらいあったんですよ。これも日本一数が多くて。大阪府でも 3 つぐらいしかなかったですかね。当時ね。今、定員減らしながらいろんな分散化して、いろんな工夫をしてやっていってる過渡期であることも事実です。今までも大舎で大阪市はがっちりやってきましたから。それが小規模やって、分園して、いろんな中で対処対応しながらやってるのも事実で。今後ただ人はやっぱり、僕らはなかなかね、AI 入れられないんですよやっぱり。デジタルな仕事じゃないので、どうしても他の業種でしたらね、それこそ注文から支払いまで今ロボットがやってくれる時代やけども、我々の場合は全部それがアナログでやんなあかんので、なかなか人が続かない、ですから今問題定義は離職率をやっぱりどう減らすかっていうことをもう 1 回ちょっと僕らも考えないかなっていうところで。ただ先ほど言いましたように、その数字僕は見えてなかったもんですから、うちは小さい施設でしたから、まさかそんな 10 人、15 人も離職されてるっていうところ、乳児院が 5 つのうち 67 人もお辞めになってるなんて全然わからへんかったんで、こないだそのデータを見せていただいたんで、その辺は今後検討させていただいて、もちろん梅原委員おっしゃったようにその後に、後になったらあかんねんけど、同時にやっぱり高機能・多機能やっていかなあかんのも事実です、その辺のところは言いながら、やろうとは思ってますので、ちょっと少しペンディングさせていただいて、今後の方針方向はまた大阪市とも一緒に考えさせていただかないとあかんかなと思ってます。

はい、以上です。

○西村委員

施設のところで職員が、抽象的には、その施設の職員の人らがこどもと関わっていくのが楽しいなって思える職場にならない限りは、しんどいばかりやみたいな話ではなかなか定着整理しないんだろなと。弁護士だからってのもあるのかもしれませんが、やっぱり権

利のところの話をさっき言ったみたいなの、明らかなやつと、割と微妙なやつで、ほんまはその微妙なやつのところの話を、職員も児相も、ちゃんと微妙かわかった上でちゃんとこどもたちにアプローチできて、こどもに納得させられるぐらいの力量を持つと、多分ハレーションは起こりにくくなってくるので、施設不適應を起こすとみんな疲れるから、そうならないようなことをするためには、やっぱりその権利のところの話をちゃんとできるように、そのためには前提として、市の方でカタログみたいなやつが、これはこんなふうな構造になってんねんっていうのが少なくともわかってないとそんなふうにならないから、まずはそこからかなというのが僕自身は思ってます。そうは言っても、なかなかしんどい子がやっぱり中にはおるので、それを施設だけでやれるのかっていうと、おそらくそれはなかなかの強者なんで、過去の抱えているところも大きいから難しい。やっぱそういうケースもあるので、それは戦力投入するしかなくて。それがみんなでチームを組んでやるとか、外部から弁護士とかも入れられるなら入れて対応するとか、戦力を投入してチームでちょっとその子をしばらく支えるみたいなシステムをちょっと用意すると、施設も1人で抱え込まないでいいので、ちょっと楽になるとかそんな構造があるんじゃないかなと。個別で支援入ってるのいつも言ってるかもしれませんが、最後弁護士4人で対応して何とか持たしたみたいなケースが大阪市のケースでありましたけど、やっぱりそれぐらいやらないと落ち着かない子はやっぱりレアですけどいますから。そんな子が施設に1人入ってたら、いったい施設はどうなるんだみたいな感じにおそらくなるので、ちょっと今みたいな話を意識してもらった制度設計を何か考えてもらえたらなと。以上です。

○部会長（前橋委員）

はい。ありがとうございます。

これもなかなか本当に難しいですね。

○岡本委員

カスハラという言葉が流行ってますけど、我々にはカスハラ対策ないんかっていう職員もやっぱりいらっしゃいますんで。こどもさんのもちろん里親さんもそうなんですけど、やっぱりこどもさんがいろんな中で、特に虐待のお子さんなんかがいらっしゃると、やっぱ暴力っていうのも自然の中に。我々が暴力すると叱られるけど、こどもさんが職員に暴力を、青たんいっぱいつけてる若い女性もいらっしゃいますし、その辺の現状はやっぱり施設側としてもなかなか。だからそれが原因で退職されるっていうばかりではないとは思いますが、やっぱりいろんな中で、そういう格闘が、もちろん里親さんもそうなんですけど我々の中での格闘がしょっちゅう起こってるっていうことは、大阪市さんも確認していた

だいて。結構スルーされるんですよ、職員が暴力を受けてますよって言うたら、我々もそれは労災対策と共済持って行ったりとかしてますけどね。労災は親に監督者に見てもらいなはれと、親おれへんからなんですって、結局そのレベルなんやなと、社会自身が僕らを認知なかなかしていただいてないんやなと思ったこともありますし。ですから現実に関今やっぱり怖いというこどもさんも現実いらっしゃるみたいですし、いろんな中でやっぱり西村委員おっしゃったようにいろんな機能をお使いながら、1人のお子さんに対してやっぱりしていく、またその権利を守ってあげるっていうところもありかなと思ってますんで。はい。

○西村委員

そんな話もよく聞くので。やっぱり、こどもが職員に暴力したら、それはそれで傷害罪が成立するから理屈の上ではね。それはあかんことなので、基本もうお口で言ってっていう話の路線を言っていくことになるんだと思うんですけど。それを多分理屈の上では複数対応でそれをやるのですよっていうふうになっていてやるんだけど、それをそうは言っても、そういう暴れる子ってもっと前の段階から何か背景があったりとかして、その不満とか、もしかしたら SOS のかわりにやってるかもしれへんけど、それをちゃんとすくい上げて対応しないとあかんというのが多分、全体像やと思うんです。それをまずそこも同じだと思うんです。施設単独でそここのところの、施設は施設でやってくれてはと思うけど、それで持ちこたえられへんやったら、なんかこどもの言い分の話もちゃんと聞いてあげたら、裁判システム言うたらちょっと強烈ですけど、別のところに言いに行ったら割と中立性のあるところが、こどもの意見を言い分も聞いてあげて、裁判のように代弁している人もいる。施設は施設の立場で、こういうことがあってこうだっていうこともちゃんと覚えて、それがその第三者機関的なところで、一定の解決が図れるような、そういうようなシステムがあったら、施設としても、なかなかうちでやってるけどちょっとしんどいから、こどもに不満があるんだったら、こういうシステムがあるよって言って誘導してそちらの方に持っていかとか、話してあげる場所を、きちんと作ってあげるといいかなと思ったりはしてます。

○部会長（前橋委員）

その辺については、多分どこまで書き込むかっていうのは非常に難しいとは思いますが、今の書き方で、例えば職員1人1人の高い支援力が必要であると。なんだけれどもその高みに達する前の問題として、その前に離職率が高くて職員がっていうふうな形でサラッと書いてるんだけど、その奥の奥まで個別の中身を含めてっていうのは、書きにくいと思うんだけどそういう非常に処遇の困難な児童の増加、あるいは権利の問題についてきちんと伝える要望をしなければならない。そういう状況の中で、今までとは違う意味で

の支援のあり方をきちんと、理論的にも現実的にも対応していくための方策として、様々なことが必要になっているという。何かその辺のちょっと書きぶりというか、そういう形で落とし込むというか、その辺はどうでしょうかね。

○事務局（久山課長）

検討します。

あと、こどもの権利擁護部会ができてますので、そこで全てのケースがそこに上げていくわけじゃないけれども、施設の方からも SOS があれば、そこにかけて、こどもが言う部分だけじゃなくて、こども相談センターですとか、施設の方からもこの部会にかけて意見をもらいたい、意見具申できる機能となってますので、そういうものを活用してっていうこともちょっと書き方考えて対応できたらと思います。はい、こどもの権利ということで、こどもが言ってきたときに、施設でも対応が難しくなったときに、第三者機関というか、そういう機能を持たせた部会を作りましたので、そこでは弁護士の委員の先生もいらっしゃいますので、検討はできるのというふうに、ちょっと今のお話聞きながら思いました。

○西村委員

そのときにこどもの立場に、こどもの代理人みたいな形で意見をちゃんと言ってあげやるような、少年事件の付き添い人みたいな感じで、こどもの味方になってくれるような人が入るともうちょっと落ち着くんじゃないかなと。施設不適應を起こしたときに、施設も持たないからちょっと一応してくださいなっていう感じになって、一応するんですけどなんかちょっと反省させようみたいな感じの雰囲気になって、こどもはこどもで押さえつけ、そのときは何となく落ち着いてくんだけど、本当に手が行き届いてるのかどうかはちょっと僕の中ではあんまり整理ができてないんだけどね。だからそのときにも何かちゃんとこどもの立場の言い分みたいな。それはとおる言い分なのかどうかもわかりませんが、一応発信をさせてあげられるようなものが作られへんかな。多分それは新しく作らないと作られへんような気がして、費用が発生するので、付き添い人みたいなやつが。

○事務局（久山課長）

意見表明等支援事業の支援員の人と一緒に参加してもらって代弁してもらおうというふうな仕組みにしようと思ってます。

○西村委員

ぜひぜひお願いします。

○事務局（青木課長）

すいません。こども相談センターの立場で言うと、不適応で一時保護をしたときに、一時保護のときの意見聴取もあって、そのときにアドボケイトさんの紹介もできるので、不適応で一時保護されていることについて意見がある場合は第三者に聞いてもらえるっていう仕組みはできると思います。

○部会長（前橋委員）

はい。その辺については一時保護とかあるいは施設の課題や、あるいは権利擁護という文脈の中で書き込める中身を考えて少し検討するということ。

○岡本委員

あともう一点だけすいません。

大阪市が熱心に、児童心理治療施設3つあるじゃないですか。だからぜひ、社会的養護の中には児童心理治療施設入ってないんだけど、もしそこに入るものなら児童、大阪だけは東京なんてほとんどないですし、大阪は府を入れて5ヶ所かな、6ヶ所でそのうち政令指定で3つあるのは大阪市だけなんで、何かそこを活用できるような文章も入れればありがたいかなと思うんですけども。全国的にはもう社会的養護っていうのは、心理治療入ってないんです。

○部会長（前橋委員）

入ってないんですか。

○岡本委員

入ってないって聞いてますけど。

○事務局（青木課長）

委託率の分母には入っていないんですが、私たちの日常業務の感覚から言うと、今おっしゃったように本当に対応難しいお子さんっていうのはやっぱり児童心理に入ってますよ。本当、社会的養育推進計画の委託率の分母に入っていないんですけども、実際に相当難しいお子さん行かれて。

○岡本委員

けっこう預かっていただけてますよね。

○事務局（青木課長）

そこについては私達も日頃連携、多分、児童養護さんよりも密にカンファレンスの回数を増やしたり。最初から入口から大変なのがわかっているので、相当話合いをして入所に至ったりとか、いろいろしておりますし、親御さんの対応も難しい場合もあったりしますので。

○岡本委員

中に入れることはなかなか難しい。

○伊藤委員

それは違う。

○岡本委員

違う。ごめんなさい。

○梅原委員

ちょっと先ほどの話に戻ってしまって申し訳ないんですけども、施設の職員さんの問題もありますし、里親ファミリーホームでやったら難しい子というのもあって、並行同時にやっていけないといけないことなので、どう入れ込んでいくかっていうのはなかなか難しいなというところはよく理解できたんですけども、もう一つの問題としてですね、やはり預け方の問題もあるんじゃないかなという気がするんですね。やっぱりあるファミリーホームさんなんかはもう障がい児ばかり扱ってるとかですね。高齢児だと高齢児ばかりとかですね、やっぱりそこら辺をよく見ながら預け方っていうのは考えていけないんじゃないかなというのもちょっと添えておきます。

○部会長（前橋委員）

適正な措置というのはここには入ってましたっけ。

○事務局（久山課長）

入ってないです。

○部会長（前橋委員）

入ってないですね。社会的養育ビジョンの中には確か入ってたんだけど、この計画そのものにも入ってないので、それは児童相談所の機能を考えるという大枠の中で、措置の適正というのを上がってくるかなというように思います。

もう非常に活発になってきたんですが時間の方も。はいどうぞ。

○伊藤委員

大きく2点だけど細かくはいっぱいあるんですけど。全体を通してアンケートをせっかく取りました。施設とか里親家庭にいるこどもたちとケアリーバの人たちにアンケートをとったので、その結果がどういうふうに反映されてるのか全体を通してやっぱり見づらいです。なので例えばアンケートでこういう結果が多かったのをこれを取り組みますみたいな、何か特徴的だった結果については加筆していただきいた方が、これをアンケートにご協力

いただいた施設とか、こどもたちにフィードバックするときにわかりにくいかなと思ったんです。何も書いてないと。なのでこういう不安が多かったのでここをちょっと取り組みますみたいなことをちょっと、アンケート結果を意識した書きぶりのところを増やした方がいいんじゃないかなというのが一つ全体を通してです。

それと関連してですね自立支援のところなんです。第10章62ページからのところになるんですけども、今日前半をご紹介いただいたアンケートの中で、やはり退所に向けていろいろ不安だと、お金のことが不安だとか、将来のことが不安だという声がいっぱいあったものに対してどう答えていくのかが示されていないんですよ。なので、そのリビングケアのところはどういう説明をして、どういうふうに繋げていくのかとか、アフターケアの中で、今回アンケートで出てきた声に応える形でどうしていくのか、ここの第10章のところほとんど加筆されてない、網掛けの部分がほとんどないんです。なのでせっかくなんでアンケートを踏まえて、網掛けを増やして欲しいなという思いが一つです。

それと、先ほど、今日は今施設とか里親家庭にいる入所児童のアンケート結果をシェアしてもらったんですけども、以前の会議でケアリーバの方のアンケート結果もやってもらいました今日アンケートの後で、今回小学校5年生以上のこどもたちにやったけど、今後ずっと継続してアンケートをとっていくってお話ありましたが、ケアリーバの方にもやっぱり継続して取っていただいて、策定要領にもねPDCAを回して、計画をどんどんブラッシュアップしていくんだということがあったので、今回のケアリーバの方へのアンケートについては、大阪児童福祉事業協会さんの、アフターケア事業部の協力を得て調査対象者を募ったかと思いますが、例えば出身施設とかに募ったら、ここに繋がってないケアリーバの人にも調査票届いたりすると思うので、ちょっとそのケアリーバの調査対象をどうしていくのかっていうことは、施設の今日はね岡本委員を初めとする施設の方々ともちょっと相談しながらきちんと必要な人に調査の調査票が届くように工夫してもらえたらいいなというふうに思いました。

続いて一保のあり方についてなんですけども、ずっと一保のあり方については、言われていましたが、今回アンケートでは一時保護どうだったっていうことはあんまり聞けてないんですけど、別の自治体なんかでアンケートインタビューで一時保護について聞くとですね、一時保護所がなかったとかですね、先ほど私物の持ち込みとかルールのこともありましたが、一時保護所について結構こどもたちいろいろ言ってくれるんですね。また、自治体間格差が大きいのも一保なんです。新しく児童自立なんかは広域措置なので、いろんな自治体の子のお話が聞けるんですけども、ある自治体から来た子は一保最高だったみたい

なことあるし、ある自治体から来た場合一保は地獄だったと言うしみたいだね。何が違うんでしょうか大阪市はどうでしょうかみたいなどころと。あともう一つ、言えるのが昔から言われている混合収容の問題ですね。虐待を受けてしんどいこどもも、非行系のこどもも一緒に集団で生活をするってことが、やっぱりこどもらしんどいし、見る職員さんもしんどいかなと思うので、その一保のあり方っていうところで、そのルールのことこそうなんですけれども、今、複数箇所ある大阪市としての一時保護所の例えば機能分化っていう機能分けみたいな方法もあるでしょうし、一保委託をどう使っていくのかとか、各施設に作ってもらう一保専用の施設にはどういうこどもさんをお願いしてとか、ちょっとトランスジェンダーとか女子ユニット男子ユニットとかしんどい子は里親さんに一保委託してとか、こういうこどもはこうだからこの一時保護所とか、こういうこどもだからこみみたいな、一時保護の混合収容の問題をどうしていくかっていうこともちょっとね、考える必要があるかなというの、思いました。

以上です。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。いくつかあったんですけども、いかがですか。

○事務局（青木課長）

すみません。青木です。

自立支援の件なんですけど、このアンケートの時期が今年の権利ノートの説明が全部のこどもに行き渡らなかった時期の回収になっていまして、将来に向けて不安がないようにっていうことで中学生年齢から進路について、お金について、進学をこういう形でできるよみたいな、大人になっていくあなたへっていう説明が行き渡らなかったり、まだ全部の学年にまだ全然回ってない時期だっているのがあります。アンケートを踏まえて、新たにこれ以上今やってる取り組み以上のことを今すぐ計画するかって言ったら、まだやりはじめですので、こういうのをも含めて自立支援だということに付け足すなり、権利擁護のところを書いてあるんですけど、自立支援の一環なのでそういうことを書き足すなり何か検討したいと思います。一保の混合収容については、青木課長が本来答えるべきなんですけども、実は私は30年近く児相にいますけど、本当に勤めだした頃は、本当に完全に非行の子と養護の子はタイプが違いましたけれども、今はもうただわからない状態です。もうどっちが主訴なのかわからないというか、もう集団型の非行の子はほとんどいなくなっている。本当にみんなトラウマを抱えた子は非行、非行と言っていいのかよくわからない自傷に近いような非行をしてきたりしているので。行動化して最後に見つかったのが繁華街か家だったの

かっていう違いぐらいしかないぐらいの状況もあります。ただ混合収容の解消、非行、養護という対立軸というよりは、いろんなケアニーズを抱えた子について、非行ついてとかあとトランスジェンダー、先生おっしゃったような子についてどうするかっていうのは、それは私達も課題だと思っています。

○事務局（貞木課長）

すいません。アンケートの件については相談部門を中心に、一時保護所の退所時アンケートということで、退所が決まった児童についてアンケートを取るという取り組みをもう。

○事務局（青木課長）

退所時アンケートは試行、ずっと南部でやってて試行中。

○事務局（貞木課長）

という案を今準備しているところです。

機能分化については、現状の新中央こども相談センターについては、個別支援エリアというのを設けておりまして、そこにはちょっと支援の難しい児童ですね、一応 24 区対象で、必要に応じてそこでお預かりするというスタイルを今現在しています。ただ実際ちょっとどのように運用できるのかは、ちょっとこれから検討していかないとわからない部分がありますね。トランスジェンダー、おっしゃった LGBT のこどもたちもそういったところが利用できないかということも想定しております。

○伊藤委員

ありがとうございます。そういったことを何か現状の取り組みのところで書いていただいたりするといいのかなと思いました。

ありがとうございます。

○部会長（前橋委員）

はい、ありがとうございます。

そろそろ時間の方もだいぶ迫ってきましたよ。いかがでしょうか。

これはぜひというのがあれば、あるいはお気づきの点についてはまた事務局の方にメールなりその他の手段でも結構かと思います。

ちょっと私の方で気になったところというか、1、2 点あるんですけども。

素案の 42 ページ第 8 章のところに、1 現行計画についてというところで、(1) 現行計画における目標っていうのと、(2) 直近の取り組み結果というのがあるんですけども、これを 1 番と 2 番を入れ替えてもいいんじゃないかというふうに感じた。というのは、1 のところでリスクが先に出てきてしまっていて、後のところでリスクではなくて、ニーズに合わせて計画

を考えるとというところをもうちょっと前面に出してもいいんじゃないかというのは前回ありまして、そういうふうな書きぶりにしていただいてるんですけども。であれば、このところに現在の取り組みの結果という形で2を1に持ってきて、1をその次のところで、現行計画での目標というのはいくという形でというふうに、ちょっと感じました。また、一度ご検討をいただければなというふうに思いました。

それと、これはもうしょっぱなの1ページのところの、文章の問題だけなんですけれども、1、2、3段落目、これを受けてとなっているんですけども、これを受けてこれは何かというと、その上の段落で新しい社会的養育ビジョンを受けてと読めてしまうんですけども、厳密というか細かく言えば、都道府県社会的養育推進計画の策定要領ですよ。ビジョンを背景として、国の方から策定要領が示され、この策定要領を受けて計画ということなのではなかったかなというようなことで。何を受けているのかとというところがちょっとどうかと思いました。私の方はそれぐらいだろうか。

よろしいですか。

2の部分についてはまだいろいろとあるかと思いますけれども、もしあればまた、これからも修正の日にちはありますし、事務局の方にもお伝えいただければというように思います。

それでは議題についてこれで終了ということで、次第でいくと、それなんですけども。では、その他というのもありますので、事務局の方に一旦お返しするという形をとりたいと思います。

ありがとうございました。

○司会（大塚課長代理）

議題については以上で終了。会長の進行ありがとうございました。

本日はですね、委員の皆様、お忙しい中ご審議いただきましてありがとうございます。

本日頂戴しましたご意見を踏まえて検討修正をしていきたいと思います。

それでは、これをもちまして令和6年度第4回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を閉会いたします。

ご出席の皆様、誠にありがとうございました。